

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
厚生労働省は、年金をはじめとする社会保障制度について、持続可能で公平な制度の構築に向け、給付と負担のあり方等を抜本的に見直すほか、年金のポータブル化の拡充、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大、第3号被保険者制度のあり方について見直す。	厚生労働省	・14年1月より、社会保障審議会年金部会において次期財政再計算に向け本格的な議論を開始し、1年間にわたり議論。	・1年間の議論を参考に、14年12月に「年金改革の骨格に関する方向性と論点」をとりまとめ。	・「方向性と論点」で提示した問題につき国民的な幅広い議論を行うとともに、制度設計のいわゆる各論的な事項について、社会保障審議会年金部会等において議論を進める。 ・これらの議論を具体的な改革案作りにつなげていく。	②平成15年末 秋の早い段階を目途に厚生労働省としての具体的な改革案を提示、年内に改革の成案を得る。
		・上記年金改革等とあわせ、15年2月より、社会保障審議会において、社会保障全体についての制度横断的な議論を開始。		・社会保障制度を将来にわたって持続可能で安定的なものとして再構築する。	①～② 引き続き審議会での議論を進め、平成15年夏頃までには一定の議論の取りまとめを行う。
○NPO活動促進のための、現行NPO税制の認定要件の見直しを検討する。	財務省・総務省・内閣府・経済産業省・文部科学省・環境省・厚生労働省・国土交通省	・平成15年度税制改正において、認定NPO法人制度におけるパブリックサポート等の認定要件を緩和するとともに、認定NPO法人についてみなし寄附金制度の導入を実施することとしている。	第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。		①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。

ロ. 歳出改革

<p>厚生労働省は、年金をはじめとする社会保障制度について、持続可能で公平な制度の構築に向け、給付と負担のあり方等を抜本的に見直すほか、年金のポータブル化の拡充、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大、第3号被保険者制度のあり方について見直す。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・14年1月より、社会保障審議会年金部会において次期財政再計算に向け本格的な議論を開始し、1年間にわたり議論。</p>	<p>・1年間の議論を参考に、14年12月に「年金改革の骨格に関する方向性と論点」をとりまとめ。</p>	<p>・「方向性と論点」で提示した問題につき国民的な幅広い議論を行うとともに、制度設計のいわゆる各論的な事項について、社会保障審議会年金部会等において議論を進める。 ・これらの議論を具体的な改革案作りにつなげていく。</p>	<p>②平成15年末 秋の早い段階を目途に厚生労働省としての具体的な改革案を提示、年内に改革の成案を得る。</p>
		<p>・上記年金改革等とあわせ、15年2月より、社会保障審議会において、社会保障全体についての制度横断的な議論を開始。</p>		<p>・社会保障制度を将来にわたって持続可能で安定的なものとして再構築する。</p>	<p>①～② 引き続き審議会での議論を進め、平成15年夏頃までには一定の議論の取りまとめを行う。</p>
<p>・関係府省は、平成15年度から健康寿命の増進のための医療、健康、バイオテクノロジーの科学技術予算等の重点化を図る。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>平成15年度においては、既存の予算を見直し、例えば、疾患関連たんぱく質解析プロジェクトや最先端科学を活用したがん等生活習慣病予防研究など、活力ある長寿社会実現のためのゲノム関連技術を活用した疾患の予防・治療技術の開発に取り組むこととしており、平成15年度予算案において科学技術関連予算の重点化を図ったところ。</p>			<p>15年度予算の執行に万全を期すとともに、引き続き科学技術関連予算等の重点化に努める。</p>

八. 規制改革

<p>・関係府省は、上下水道業務の民間委託、公営ガスの民営化を推進する。また、ケアハウス、保育所及び学校等にPFIを活用する。</p> <p>・厚生労働省はPFIの活用等を通じてケアハウス、生活支援ハウス等を整備する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p><ケアハウス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度にケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大。平成13年度第1次補正予算において、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費について、新たに国庫補助対象としたところ。 ・平成14年2月には、各自治体がPFI制度を活用した公設民営方式によるケアハウスの整備を行うことを支援するため、実施マニュアルを作成・配布。 ・平成14年7月に自治体の担当者向け研修会を開くなど、引き続きPFI制度を活用したケアハウスの整備について周知を図っている。 ・PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費補助については、平成14年度補正予算において、これを痴呆性高齢者グループホーム等に拡大した。 ・平成15年度予算案においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費に係る国庫補助を盛り込んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、東京都杉並区及び中央区、千葉県市川市並びに愛知県高浜市において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われ、東京都杉並区、千葉県市川市及び愛知県高浜市においては、既に事業者が選定されたところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。 	<p>○平成15年度においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費の補助を行う予定。</p>
---	--------------	--	---	---	--

	<p><保育所> ・公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示したところ。(平成14年3月)これを受け、千葉県市川市において、PFI法の枠組みを活用して保育所等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われているところ。 ・平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催したところ。</p> <p>・平成15年度予算案において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予算を計上。</p>	<p>公設民営保育所設置件数 406件[累計](平成14年8月末現在) ※うち、13年度及び14年度で計105件</p>	<p>引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予定。</p>
--	--	---	--	--

<p>文部科学省、厚生労働省は、医療・介護、保育、労働、教育等の社会的規制分野において、民間による良質で効率的なサービス提供を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>【医療分野について】 ○ 平成13年10月から「これからの医業経営の在り方に関する検討会」を開催し、医療機関の経営情報のあり方、医療法人における組織、運営など医業経営の近代化・効率化方策について検討を行い、①医療法人の理事長要件を更に緩和するとともに、②公益性の高い特定医療法人等については、決算書等の積極的開示を要請するとの中間報告が平成14年3月にとりまとめられた。</p>	<p>○ 厚生労働省では、この中間報告を踏まえて、平成14年4月1日に所要の通知改正を行った。</p>	<p>○ この中間報告において、以下の課題について今後検討を深めることとされ、引き続き同検討会において検討を行っているところ。 ・医療法人運営の透明性や経営管理機能を高めるための方策 ・医療法人の永続性、公益性を高めるための方策 ・医療法人、医療機関運営の弾力性・効率性を高めるための方策 ・経営の安定性を高めるための方策等</p>	<p>○ 「これからの医業経営の在り方に関する検討会」において、平成14年度中を目途に最終報告を行うこととしている。</p>
--	--------------	--	---	--	--

【介護分野について】

- 介護保険制度の下、既に在宅サービスについては、民間事業者の参入を認めているところ。
- 平成13年度にケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大した。
- 特別養護老人ホームについては、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で、特区においてPFI方式又は公設民営方式の下で、株式会社等による運営を認めることとしたところである。
- 平成15年度予算案においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費に係る国庫補助を盛り込んでいる。

- 在宅サービスについては、着実に民間事業者の参入が進んでいるほか、現在、東京都杉並区及び中央区、千葉縣市川市並びに愛知県高浜市において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われ、東京都杉並区、千葉縣市川市及び愛知県高浜市においては、既に事業者が選定されたところ。

- 引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。

- 平成15年度においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費の補助を行う予定。

【保育分野について】

○平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催し、先進的な事例、公設民営保育所の現状等について情報提供を行ったところ。
○さらに、平成14年度において、PFI制度等を活用した公設民営の保育所に対する施設整備補助を実施するなど、民間参入の促進に努めている。
○なお、平成12年3月より、保育所設置主体の制限を撤廃し、NPO法人、株式会社、学校法人等の参入を認めているところ。
○平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予算を計上したところ。

○公設民営保育所設置件数 406件 [累計]
(平成14年8月末現在) ※
うち、13年度及び14年度で計105件
○社会福祉法人以外の民間による保育所設置件数 77件 [累計] (平成14年10月現在)

○引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。

○平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予定。

	<p>【その他】</p> <p>○ 利用者の立場に立って、質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、社会福祉法人について、その資産要件の緩和や自らの収益を充てることのできる事業の範囲の拡大等の運用の改善を行った（平成14年8月）。</p> <p>○ 平成15年度予算案において、PFI制度等を活用した公設民営の保育所に対する補助を含む施設整備の補助、学校余裕教室活用促進事業を拡大し、廃止される公立学校の建物を保育所に転用する場合を補助対象とすること等を盛り込んだところである。</p>	<p>具体的には、平成14年8月30日付で各都道府県、指定都市、中核市宛に通知を发出し、主に以下の改正を行った。</p> <p>○ 収益事業の収益を充てることのできる公益事業として、当該法人が実施する社会福祉事業と密接な関連があり、当該社会福祉事業と一体的に実施することによりその目的の一層の達成に資するものとして、所轄庁が認めるものを追加した。</p> <p>○ グループホームのみを経営する社会福祉法人について、一定の要件を満たしているときは、資産要件を1億円から1千万円に緩和した。</p> <p>○ 外部監査のさらなる活用の促進をした。</p> <p>また、法人が外部監査を活用した場合、当該外部監査を所轄庁の実地監査とみなし、その結果等に基づく書面による監査を行うことで足りることを認めた。</p>	<p>○ さらなる周知徹底を図る必要がある。</p>	<p>○ 引き続き、市町村・社会福祉法人以外の多様な主体による保育所設置、運営の促進に努める。</p>
--	--	--	----------------------------	---

ホ. その他の制度改革

<p>厚生労働省は、民間活用によるキャリアカウンセリングを促進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成13年の総合雇用対策において5年間で5万人のキャリア・コンサルタント養成を目標とすることとしたことを踏まえ、官による養成のほか、民間における養成について助成金等の活用により推進。</p> <p>・民間企業の人事・労務担当者（在職者）等を対象にキャリア・コンサルタント養成訓練を平成14年11月から職業能力開発大学校等において実施。（毎年1100名）</p>	<p>民間におけるキャリア・コンサルタント養成事業の増大</p> <p>平成14年11月開講の訓練コースにおいては、530名を対象に実施。</p>	<p>5年間で5万人の目標に従って養成を推進</p>	<p>①②民間におけるキャリア・コンサルタント養成の助成金活用による支援と職業能力開発大学校等における養成について、15年度も引き続き推進。</p>
--	--------------	---	---	----------------------------	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の支給対象として民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験の指定を開始。 ・教育訓練給付制度の活用により、労働者自ら民間機関が実施するキャリア・コンサルタント養成訓練を受講する場合に支援。 	<p>平成14年11月現在、7試験を指定。平成15年4月に向け、第2回指定手続き中。</p> <p>平成14年10月現在、キャリア・コンサルタント養成関連の講座指定数は21講座。</p>		
厚生労働省、関係府省は、長期連続休暇制度の導入促進に努める。	厚生労働省、関係府省	<ul style="list-style-type: none"> ・計画年休制度の導入や年次有給休暇の連続取得の促進に対する取組を行った中小企業事業主団体等に対して助成 ・長期休暇の普及促進のため、農林水産省等と連携して11月に全国主要都市において、長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画年休導入等のパンフレット（10万部）を作成、配布。 ・中小企業主団体等55団体に対して助成を行い、傘下企業の計画付与制度を導入した企業割合が3.8%増加し、年次有給休暇の取得率が0.5日増加した。（平成13年度） ・長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムを開催し、全国7都市にて周知し、長期休暇制度の普及・定着を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、年次有給休暇の取得率が微減傾向にあり、引き続き年休の取得促進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ②平成15年末 ・休暇の長期連続化や休暇の分散化を図るため、業種別懇談会を設置し、業種特性や職場特性等を踏まえた長期休暇取得計画作成推進事業を展開。 ・長期休暇の普及促進のため、農林水産省等と連携して11月に全国主要都市において、長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムを開催。

<p>厚生労働省、経済産業省は、平成14年度から、ITの活用による医療・健康情報の提供や健康づくり支援産業育成のための環境整備をする。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>「健康日本21」のホームページを通じて、9月に開催された健康づくり国際会議及び12月に開催された第4回健康日本21推進国民会議の報告や、健康増進法、政令についての情報提供を行っている。</p>	<p>健康情報の提供の充実が図られた。</p>	<p>特になし</p>	<p>①第3回健康日本21全国大会の報告、各自治体が策定した地方計画事例や、国、自治体、団体の活動事例の情報提供。 ②健康増進法に基づく基本方針についての情報提供。 ③健康増進法に基づく健康診査の実施等に関する指針についての情報提供。</p>
<p>厚生労働省は、平成14年度から「21世紀における国民健康づくり運動」を一層推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成14年8月に健康増進法、12月に同施行令を制定し、法的基盤整備を図ったとともに、地方計画支援や全国大会等による普及啓発、また、評価手法の検討会を設置するなどして「21世紀における国民健康づくり運動」(「健康日本21」)の推進に取り組んできた。</p>	<p>「健康日本21」のホームページや地方計画事例集の作成、各種大会の実施を通じて、健康情報提供の充実が図られた。</p>	<p>特になし</p>	<p>①「健康日本21」の評価手法について検討。②評価手法についてのモデル事業を実施。健康増進法に基づく健康診査の実施等に関する指針の策定。③中間評価の実施。</p>
<p>関係府省は、健康に対する食の重要性に鑑み、いわゆる「食育」を実施する。</p>	<p>厚生労働省 文部科学省 農林水産省</p>	<p>食生活改善普及月間の実施(10月)、国民栄養調査結果の発表(11月)などを通じた、健康日本21における栄養・食生活分野の推進、「食生活指針」の普及啓発及び情報提供等。食生活改善支援のための指導用教材等を作成。</p>	<p>健康づくりのための食生活に関する普及啓発に寄与した。</p>	<p>特になし</p>	<p>②③ ・健康に配慮したメニュー提供等の具体的推進方法等の食環境整備についての検討。 ・栄養所要量調査改定の検討。 ・国民健康・栄養調査の実施。 ・食生活改善普及月間の実施、国民栄養調査結果の発表等による、「食生活指針」の普及啓発等の情報提供。</p>

<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成14年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保を通じて、テレワーク・SOHOなど多様な働き方を支援する。</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p>	<p>総務省、経済産業省、国土交通省と連携して、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」を実施し、テレワーク推進のための総合的な支援方策を検討している。</p> <p>また、テレワークの普及促進を図るため、以下の施策を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅就業者が様々な仲介機関を探し出し、自分に適した仕事を探し出すことを可能とするため、仲介機関に関する情報を収集し、在宅就業者に対して提供する事業を行った。 ・テレワークシンポジウム等により、テレワークの普及促進を行った。 ・テレワーク相談センターにおける相談等を行った。 ・非雇用型の在宅ワーカーを対象に、契約に係る最低限のルールとして、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知啓発を行った。 ・在宅ワーカー希望者等を対象に、在宅ワークに必要な基礎知識やノウハウを提供するための各種支援事業を実施した。 	<p>総務省、経済産業省、国土交通省と連携して実施した、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」により、テレワーク人口及びテレワーク推進上の課題等のテレワークの実態を明らかにしているところ。</p> <p>また、テレワークの普及促進を図るための施策を通じ、適正なテレワークの推進を図ったところ。</p>	<p>現在進めている「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果等を踏まえて、総務省、経済産業省、国土交通省と連携して、テレワークを推進する上での課題と総合的な支援方策について検討していく必要がある。また、適正なテレワークを推進する観点から今後とも、テレワーク普及啓発活動の継続的な実施が必要である。</p>	<p>①「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果分析とテレワーク推進上の課題、支援のあり方等をまとめ、シンポジウムで公表予定。</p> <p>②また、在宅勤務に伴う労務管理上の様々な問題を解消するために、就労形態に即した労働時間等の労働条件や職場としての環境の整備等、労務管理の在り方について検討委員会を設置し、労働基準行政上の取扱いを明確にし、ガイドラインの作成を行い、説明会等の開催により広く事業主等に対し周知を図る予定。</p>
--	------------------------------	---	---	---	--

<p>厚生労働省、国土交通省等の関係省庁は協力して、平成14年度から、学校の夏休みの一部を秋休みに移行したり、長期休暇を地域ごとにずらすなどの休暇の分散化を推奨するとともに、年休計画表の作成の一層の促進を通じ、休暇の長期連続化や休暇取得時期の多様化を推奨する。文部科学省は、必要に応じ、協力する。</p>	<p>厚生労働省、国土交通省、文部科学省、関係各省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画年休制度の導入や年次有給休暇の連続取得の促進に対する取組を行った中小企業事業主団体等に対して助成 ・長期休暇の普及促進のため、農林水産省等と連携して11月に全国主要都市において、長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画年休導入等のパンフレット（10万部）を作成、配布。 ・中小企業主団体等55団体に対して助成を行い、傘下企業の計画付与制度を導入した企業割合が3.8%増加し、年次有給休暇の取得率が0.5日増加した。（平成13年度） ・長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムを開催し、全国7都市にて周知し、長期休暇制度の普及・定着を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、年次有給休暇の取得率が微減傾向にあり、引き続き年休の取得促進に努める。 	<p>②平成15年末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休暇の長期連続化や休暇の分散化を図るため、業種別懇談会を設置し、業種特性や職場特性等を踏まえた長期休暇取得計画作成推進事業を展開。 ・長期休暇の普及促進のため、農林水産省等と連携して11月に全国主要都市において、長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムを開催。
<p>農林水産省及び関係府省は、「安全で安心」な食品を供給するため、牛肉、野菜等がいつ、どこで、どのように生産・流通されたのかについて把握できる仕組み（トレーサビリティシステム）を、平成15年度から導入する。</p>	<p>農林水産省 関係府省</p>				

<p>平成14年度から、食品表示制度を含めた食品安全行政の抜本的な改革に着手し、消費者に信頼される食の安全安心体制を構築する。特に、内閣官房は関係府省と協力して、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会（仮称）を新たに設置するための法案及び消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための食品安全基本法案（仮称）を平成15年の通常国会に提出するとともに、農林水産省等は、リスク管理部門を産業振興部門から分離・強化する等所要の見直しを図る。</p>	<p>内閣官房 農林水産省</p>	<p>○平成14年1月以降の相次ぐ食品の偽装表示事件を受け、同年6月より厚生労働省医薬局食品保健部長及び農林水産省総合食料局長の私的懇談会として「食品の表示制度に関する懇談会」が開催され、その中間取りまとめが8月に公表された。この中間取りまとめでは、「現在の食品の表示に関する基準は、各法に基づく審議会や調査会において、別々に審議を経た上で決定されており、両者を相互に検討する仕組みは設けられていない」等との指摘されたことを受け、食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法等について検討を行うために、厚生労働省と農林水産省が共同で、食品の表示に関する共同会議を設置し、平成14年12月に第1回共同会議を開催し、おおむね2年間程度をかけて、両法に基づく表示の基準全般に関して検討を行う予定としている。</p>	<p>未だなし。</p>	<p>特になし。</p>	<p>○厚生労働省と農林水産省が共同で、食品の表示に関する共同会議を設置し、おおむね2年間程度をかけて、両法に基づく表示の基準全般に関して検討を行う予定としている。</p>
--	-----------------------	---	--------------	--------------	--

○BSE等を契機にした食品の安全に対する国民の不安や不信に対応し、厚生労働省においては、政府の食品安全行政への取組のうち、リスク管理の主要部分を担う食品衛生法の抜本改正をはじめとする関係法律の改正案を本通常国会に提出した。具体的には「食品の安全を確保することにより、国民の健康の保護を図る」旨を法の目的に規定するほか、国、地方公共団体及び食品関係事業者の責務を明らかにするとともに、規格・基準に関する規制の見直し、監視・検査体制の整備、食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化、罰則の強化等の所要の措置を講じる。あわせて、重大な事件事故等の発生への対応や食の安全確保体制の強化など、リスク管理を担う厚生労働省としての組織体制整備を行うとともに、リスク評価機関として設置される「食品安全委員会（仮称）」との円滑な連携や消費者等とのリスクコミュニケーション体制の整備を図ることとしている。

○法案が成立次第、速やかな施行を図る。

<p>関係府省は、ITを利用した無医地区をはじめとする医療ネットワークの整備を引き続き推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○第9次へき地保健医療計画に基づき、(社)地域医療振興協会がへき地保健医療情報システムの開発及び運用を行っており、厚生労働省では当該事業に対する補助を行っているところ。 ○平成9年度から遠隔医療設備整備事業として山間・へき地等に限らず補助を行っている。</p>	<p>○行政機関とへき地医療機関等を全国的なネットワークで結ぶへき地保健医療情報システムを活用し、広域的な医師派遣の調整や情報交換など、総合的なへき地医療対策の支援を行った。 ○これまでに、へき地等の医療機関で撮影した放射線画像を専門医に伝送し、的確な読影の助言等を得るための画像伝送システムの整備等を行い、へき地等における医療提供確保のための遠隔診療の推進を行った。</p>	<p>○へき地保健医療情報システムの活用を図り、へき地保健医療の一層の充実を図る。 ○遠隔医療の推進に取り組むことにより、へき地等における医療提供確保の一層の充実を図る。</p>	<p>○平成15年度政府予算案においても、引き続き、へき地保健医療情報システムの運営費等に対する補助を行うこととしている。(政府予算案11百万円) ○平成15年度政府予算案においても、引き続き、遠隔医療設備整備事業に対する補助を行うこととしている。(政府予算案499百万円)</p>
--	--------------	---	--	---	---